

人材紹介契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と TEAM-X 株式会社（以下「乙」という）とは、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条(目的)

甲は乙に対して、甲より乙に明示された求人条件に該当すると思われる人材(以下「候補者」という)を乙が甲に紹介すること、及び当該候補者に関する面接・選考等、入社に至るまでのコンサルティングを行う業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条 (人材紹介サービスの内容)

本契約に基づく人材紹介サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

1. 乙は、甲の求人情報に該当し、乙がカウンセリングを実施した上で適切と判断した人材に対し、職業安定法第 5 条の 3 第 1 項に定める労働条件が明示された求人票を用いて、甲の求人を紹介する。
2. 前号の紹介を受けた人材が、乙に対し甲への応募の意思表示をした場合(以下当該意思表示をした人材を「候補者」という)、乙は、甲に対し速やかに、候補者が作成した履歴書その他の応募書類に必要に応じ、乙の推薦状を添えたもの(推薦状に関しては、甲の希望がある場合に限る。以下これらの書類を総称して「送付書類」という)を書面等によって交付する。なお、乙は、候補人材の自己申告に基づき、可能な限り候補者の経歴確認を行う。
3. 甲は、乙から送付書類の交付を受け、自らの選考方法により候補人材を適当と認めた場合には、当該候補者を求人情報に明示された求人条件に基づき採用する(以下採用された候補者を「採用決定者」という)。
4. 甲は、候補者の採用を決定した場合には、当該候補者に対する労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書面又は内定通知書又は内定通知書の写しを、乙に対し書面等によって交付し、乙は、その内容を確認した後、直ちにこれを候補者に交付する。

第 3 条 (人材紹介料の発生、支払)

1. 甲は、採用決定者が入社に至った場合、人材紹介料として入社した採用決定者の理論年収の **60%、事務手数料 3 万円 (税別)** を乙に支払う。
2. 理論年収とは、甲が採用決定者に明示した初年度に支払うことを予定する 1 年間の賃金の合計額のうち次の計算式に従って算出される額をいう。
なお、その名称の如何を問わず、月額給与及び本項に定める賞与とは別に甲が採用決定者の業績に対しインセンティブとして支払う賃金は想定年収に含まないものとする。また、年俸制の場合は、年俸額を想定年収とする。

理論年収 = 毎月の支給額 12 ヶ月(※) + 賞与(※)

※毎月の支給額 = 基本給+固定残業代+その他固定的に支払われる手当(通勤手当及び住宅手当を除く。)
+サインオンボーナス及びこれと同趣旨の一時金

※賞与 = 前年度の実績賞与支給月数より算出した想定賞与額

3. 甲は乙から紹介を受けた採用決定者が入社したときは速やかに乙に対して通知する。乙は採用決定者の入社後、人材紹介手数料を算出の上、請求書を作成し、候補者の入社日の属する月の翌月 3 営業日までに甲に送付する。甲は乙に対し、入社日月の翌月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに乙の指定する銀行口座に人材紹介料を振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
4. 乙による候補者の紹介より先に、当該候補者から他の手段にて甲に応募があった場合、応募日を起算とする 1 年以内は原則先の応募が優先されるものとする。
5. 乙による候補者の紹介をした後 1 年以内に、甲が乙を紹介することなく当該候補者と接触し、当該候補者が甲に入社した場合は乙の応募が優先されるものとする。

第 4 条（人材紹介料の返還）

1. 採用決定者が自己都合若しくは自己の責に帰すべき事由により退職又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙は甲より受領した人材紹介料(消費税を含む)を、以下に定める割合で返還する。
 - (1) 退職日が入社日から起算して 1 ヶ月以内の場合、人材紹介料の 80%
 - (2) 退職日が入社日から起算して 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内の場合、人材紹介料の 50%
 - (3) 退職日が入社日から起算して 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内の場合、人材紹介料の 10%
2. 前項に基づく人材紹介手数料の返還は、候補者が退職した月の翌月末日までに甲の別途指定する金融機関口座に振り込む方法により行うものとし、当該支払日が金融機関の休日の場合には、休日の前営業日に支払う。なお、支払に係る振込手数料等は乙の負担とする。
3. 甲を退職し、甲の資本関係のあるグループ会社(子会社など)へ入社した場合は、人材紹介料の返還の対象にはならない。
4. 採用決定者が、甲の関連会社(子会社や関連会社など)へ転籍した場合は、人材紹介料の返還の対象にはならない。

第 5 条（機密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本契約中及び本契約終了後も、本契約に関連して知り得た相手方の営業上又は技術上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、以下に定める情報については秘密情報には含めないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた時点で既に所有していた情報
 - (3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負わず合法的に入手した情報
 - (4) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (5) 開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
2. 前項の規定に拘わらず、甲及び乙は、法令又は裁判所若しくは政府機関の命令、要求若しくは要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
3. 甲及び乙は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第 1 項に準じて取り扱うものとする。
4. 甲及び乙は、本契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄する。

第6条（個人情報の取扱い）

乙は、本契約に基づいて取り扱う秘密情報に個人情報が含まれている場合には、個人情報の保護に関する法律、関連法令及び規範（管轄省庁策定のガイドラインを含む。）に従い、並びに本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、本契約の目的以外で、これを取り扱ってはならない。

第7条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲及び乙は、相手方又は本契約締結に関する相手方の代理人若しくは本契約締結を媒介した者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者を意味する。以下同じ。）であることが判明したときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が本契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。
3. 前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、本契約の当事者は催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。
4. 前各項に定める場合を除き、甲及び乙は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を相手方が受領後相当期間内にこれが解消されないときは、相手方に書面で通知することにより直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。
5. 本条に基づき本契約の全部又は一部を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第8条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は締結日より1年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より書面による解約の申し入れのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間自動延長されるものとし、以後についても同様とする。
2. 前項に拘わらず、甲及び乙は2ヶ月前に書面で相手方に通知することにより、本契約をいつでも解約することができる。

第9条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号に該当する事由の一が生じたときは、何らの催告なくして直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約を維持し難い重大な事由又は違反があったとき
 - (2) 支払停止に陥ったとき、その他財政状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の理由があるとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 仮差押、仮処分、又は差押の命令もしくは通知があったとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき

- (6) 本契約又は個別契約に違反し、相手方から相当の期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期間内にかかる違反を是正しないとき
2. 甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

第 10 条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせたときは、その損害について賠償する責任を負う。

第 11 条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約により生じる権利又は義務を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に譲渡若しくは担保を設定し、又は承継させてはならない。

第 12 条（不可抗力）

天災地変など甲乙いずれの責めにも帰することのできない事由により本契約の全部又は一部について履行不能になったときは、当該不能部分については、甲、乙それぞれ免責される。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙誠意をもって協議のうえ友好的に解決する。

第 14 条（管轄）

本契約に関する甲乙間の一切の訴訟について、紛争については、原告の本社又は支社を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条（存続条項）

事由の如何を問わず本契約が終了した後といえども、第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条及び第 13 条の規定は、なお有効に存続する。

以上、本契約の成立を証するため、（1）本書を 2 通作成し、甲乙が記名押印若しくは署名のうえ各 1 通を保管し、又は（2）本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名の場合、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

●●年●●月●●日

甲：

株式会社
代表取締役

乙：〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島 5 丁目 7-1 9 第 7 新大阪ビル 9 0 3
TEAM-X 株式会社
代表取締役 青田 大典